

物質・生命科学実験施設中性子実験装置の共用促進に係る労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、J-PARC センター物質・生命科学実験施設における中性子実験装置の共用促進に関する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

- (1) 物質・生命科学実験施設内における中性子実験装置の共用促進に係る輸出管理業務
 - ① 物質・生命科学実験施設における実験で利用される測定試料や機器等を海外機関に返送する際に必要となる該非判定用資料等の作成
 - ② 物質・生命科学実験施設における外国人利用者受入の際に必要となる該非判定用資料等の作成
- (2) 物質・生命科学実験施設内における中性子実験装置の共用促進に係る広報業務
 - ① 物質・生命科学実験施設における広報活動支援及びデータ整理
 - ② 物質・生命科学実験施設が主催、後援する研究会やセミナー等の準備対応
 - ③ 物質・生命科学実験施設の見学にかかる書類作成作業
- (3) 上記(1)(2)に付随する契約請求及び庶務等の事務作業

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に掲げるものとする。

- (1) 派遣労働者の基本的要件及び技術的要件
システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。
 - 1) Microsoft Word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフ出力を行うことができる。
 - 2) ブラウザを用いて Web ページの閲覧ができ、公共交通機関の料金について記載されている Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できること。
 - 3) Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等のアプリケーションソフトを利用し、図・表・グラフ・ホームページ、画像の取り込み及び加工等が行えること。
 - 4) 日常会話程度の英語力を有すること。
 - 5) 科学技術（化学や材料）に関して素養があり、大学院（修士）卒レベルが望ましい。また、企業や研究機関での研究開発の実務経験があること。
- (2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件
 - ・ 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やよりよい方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
 - ・ 指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
 - ・ 指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- (3) 派遣労働者の条件
 - ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び 60 歳以上の者に限定しない」
- (4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
役職なし。

4. 組織単位

J-PARC センター 物質・生命科学ディビジョン 中性子利用セクション

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4
日本原子力研究開発機構 J-PARC センター
物質・生命科学ディビジョン 中性子利用セクション
TEL: 029-284-3198
その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 J-PARC センター 物質・生命科学ディビジョン
中性子利用セクション セクションリーダー
TEL : 029-284-3198

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 9 時から 17 時 30 分まで
- (2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 次長 兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び

変更の都度速やかに) ※届出日付又は取得日付を含む。

(6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により国内出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以上